

(別 添)

事 務 連 絡
平成 24 年 8 月 28 日

地方厚生（支）局保険主管課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者等の
一部負担金等免除証明書の取扱いに係るポスターの送付及び
この取扱いに関する留意点について

平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者等（以下「被災被保険者等」という。）の一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の取扱いについては、「平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 24 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡。）でお示ししているところです。

今般、この取扱いに関する周知用ポスターを別添のとおり作成し、各都道府県の国民健康保険団体連合会を通じて保険医療機関等へ周知していますので、内容を御了知の上、貴管下保険者及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

また、平成 24 年 10 月 1 日以降は、保険医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示した被災被保険者等についてのみ、一部負担金の支払を免除することとなりますが、保険医療機関等の窓口で、被災被保険者等がこの免除証明書を提示できなかった場合には、「東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関する Q & A について」（平成 23 年 5 月 18 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡及び同日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）でお示した取扱いと同様に、別添 Q & A のとおり取扱うことといたしますので、あわせて御留意いただき、貴管下保険者及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。